

熊本地震と中小企業の二重債務問題

－「熊本県中小企業家同友会 熊本地震復興実態調査」の結果を踏まえて－

堀 越 昌 和
(福山平成大学)
経営学部准教授



1. はじめに

中小企業が既往債務に加え、事業再建のための新たな債務を負う、あるいは、既往債務があるために新規資金調達が困難となることで生じる問題を、「二重債務問題」というⁱ。この問題は、阪神淡路大震災や東日本大震災で大きく取り上げられⁱⁱ、政府は、被災中小企業の債権買取や円滑な新規融資の確保に努めているⁱⁱⁱ。ところが、熊本地震から2年が経ち、平成30年の熊本県内の景気は、緩やかな拡大が続くと予想されている。復旧復興に向けて、人手不足の懸念が高まっているが、中小企業の二重債務問題については、ほとんど取り上げられていない。そこで、本稿では、筆者らが2017年8月に実施した「熊本県中小企業家同友会 熊本地震復興実態調査」(発送数864通、有効回答数109通、有効回答率12.6%)の結果を踏まえ^{iv}、熊本地震における中小企業の二重債務問題について、考えてみたい。

2. 調査の結果で見る、熊本地震における中小企業の二重債務問題

まず、回答者の属性については、紙幅の都合もあり、構成比の最も大きな項目のみ列挙する。主な業種「サービス業」(構成比43.5%)、従業員規模「6人～20人」(同35.2%)、企業系列「独立系企業」(同94.4%)、全従業員に占める熊本県内出身者の割合「80%以上」(同88.9%)であった。また、事業所が本社だけの企業が69.0%を占め、本社以外に事業所がある場合も、その所在地の83.9%は県内であった。地域密着性の高い中小企業であることが、回答者の基本属性と言える。

次いで、西山(2013)が提示した条件に倣い、二重債務状態にある企業が、どれくらいあるのかを算出する^v。具体的には、①震災で有形固定資産に被害を受けた、②金融機関から既往債務の減免を受けていない、③震災以降に新規に借り入れた、という三つの条件を満たした企業を二重債務状態にある企業とした。調査の結果より、①が50社(構成比60.2%)、②は震災時借入1位金融機関から64社(同84.2%)、その他の金融機関から52社(同85.2%)、③は48社(同47.1%)で、三つの条件を満たした企業は16社(同14.7%)であった。被災地企業の約3分の1が二重債務状態にあった東日本大震災と比較すれば^{vi}、その割合は低いが、無視できる数値ではない。

第三に、有形固定資産の復旧に向け、地震保険・地震危険担保特約等(以下、地震保険)でどのくらい被害が補填できたのかを算出する。震災発生前の時点で地震保険に加入していた企業は34社(構成比32.1%)であった。このうち、有形固定資産に被害を受けた企業は20社で、

地震保険による被害額の補填割合は58.3%であった。また、20社の約半数に当たる9社は、震災以降に新規に借入を行っていた。事前のリスクへの備えという意味合いで、地震保険は一定の効果をもたらすが、その効果は限定的と言わざるをえない。

最後に、金融機関による既往債務の減免について、調査の結果を見ていく。まず、減免の内容であるが、震災時借入1位金融機関からは、多い順に「返済の猶予（一時停止）」（7社、構成比50.0%）、「利子の減免」（同、4社、28.6%）、「返済期間の延長」（同、3社、21.4%）であった。債務負担の軽減を受けていない理由として、「将来の借入に支障が出ると思って求めなかった」（同、5社、8.2%）との回答もあった。同様に、その他の金融機関からは、多い順に「返済の猶予（一時停止）」及び「利子の減免」（共に、4社、構成比40.0%）、「返済期間の延長」（同、2社、20.0%）であった。債務負担の軽減を受けていない理由として、「将来の借入に支障が出ると思って求めなかった」（同、4社、8.9%）との回答もあった。震災時借入1位金融機関及びその他の金融機関による、「債務額の減免（免除、償却）」、「担保・個人保証の設定解除・減額」及び「既存借入の劣後化」といった、債務そのものの軽減に資する支援はなされていない。また、震災発生以降に、既往債務負担の軽減のため、公的機関など第三者による買取を受けた企業は1社（構成比1.2%）にとどまった。

3. おわりに

以上を踏まえると、拡大基調にある県内景気と、金融機関による円滑な新規融資による支援によって、熊本地震における中小企業の二重債務問題は、これまでのところ表面化していない。しかしながら、利子の減免を除けば、債務そのものの軽減に資する支援はなされておらず、債権買取もほとんど行われていない。事前のリスクへの備えとしての地震保険では被害の全額を補填できず、他方で、将来の借入に支障が出ると思って、債務負担の軽減を受けないという決断をせざるを得なかった中小企業が、確実に存在している。便宜的な算出条件に従えば、二重債務状態にある企業の割合は14.7%、およそ6分の1であるが、調査の結果を見ると、これら自助努力により復旧・復興に尽力する、隠れ二重債務者とも言うべき被災中小企業の存在が浮かび上がってくる。彼らの存在を考慮に入れると、中小企業の二重債務問題は、熊本地震においても無視できない大きな問題であり、政策的にも、今後の復旧・復興に向け、実質的な債務負担の軽減に資する支援スキームの、より一層の整備が求められる。

（謝意）

熊本県中小企業家同友会並びに東北大学大学院経済学研究科地域イノベーション研究センターの皆様にご心より感謝します。また、被災した方々の一日も早い安寧を、心よりお祈り申し上げます。

i 鎌田純一・伊達岡雅人・中西信介（2012）「東日本大震災後の中小企業支援と今後の課題－これからの中小企業政策に求められるもの－」立法と調査2012.7 No.330.

ii 大垣尚司（2013）「将来の二重債務問題をいかに回避するか－リスク・エクステンジ市場の創設にむけて－」立命館法学2013年3号349号、pp.219-295.

iii 鎌田純一・伊達岡雅人・中西信介（前掲）

iv この調査は、熊本学園大学付属産業経営研究所の助成を受けて実施した。

v 西山慎一（2013）「二重債務問題、なお重荷」日本経済新聞朝刊2013年3月7日。

vi 西山慎一（前掲）